

■特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針①

株式会社〇〇〇〇

当社は、個人情報の重要性を認識し、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため本基本方針を定め、これを社内の全部門に徹底します。

1 事業者の名称

株式会社〇〇〇〇

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを確保します。

3 安全管理措置に関する事項

当社は、特定個人情報の安全管理措置に関して、別途「特定個人情報取扱規程」を定めています。

4 ご質問等の窓口

当社における特定個人情報の取扱いに関するご質問やご苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号

株式会社〇〇〇〇

特定個人情報保護事務局

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

e-mail 〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

① 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者である事業者は、個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります（番号法12・33・34、個人情報20）。安全管理措置の構築に組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要となりますが、これはその基本方針の策定の一例です。

会社書式四九

■個人情報開示請求書

保有個人情報開示請求書①

平成〇〇年〇〇月〇〇日

開示請求窓口②

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社 〇〇部個人情報保護対策室

(ふりがな)

氏名 ○ ○ ○ ○

住所又は居所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号 TEL 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

[Empty box for specifying personal information]

2 求める開示の実施方法等③（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 個人情報保護窓口における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 ()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)	払込方法(どれか一つを選択してください)	(受付印)
	<input type="checkbox"/> 現金	
	<input type="checkbox"/> 銀行振込	
	<input type="checkbox"/> 郵便小為替	

① 本人からの求めに応じて保有個人データを開示しなければなりません。

② 個人データの取扱い者を限定でき、また請求しやすくするために、申出先を一本化することが望ましいです。

③ 本人に対する保有個人データの開示は原則として書面の交付による（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、その方法）こととされています。（個人情報令6）

会社書式六

4 本人確認等

④
ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合にのみ記載してください) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()

④ 郵送やFAX等での開示の求めに対しては、公的な証明書に記載されている住所に書留郵便で送付する等、慎重に行います。

◆ 個人情報取扱事業者は、開示等の求めに関する手続について、①開示等の求めの申出先、②提出すべき書面の様式、その他の開示等の求めの方法、③開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法④手数料の徴収方法を定めることが認められています(個人情報令7)。本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければなりません(個人情報29①)。

会社書式六

■内部情報等の管理に関する規程

内部情報等の管理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当社の役員及び従業員が、職務に関して知った当社及び他社の重要事実の管理並びに役員及び従業員による株券等の売買等に関する行動基準を定めることにより、違法な内部者取引を未然に防止することを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 役職員は、金融商品取引法その他の関係法令及びこの規程の定めを遵守し、重要事実の適切な管理と違法な内部者取引を未然に防止するよう努めなければならない。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当社の役員及び従業員（正規社員、臨時社員、嘱託社員及び顧問をいう。以下同様。）に適用する。なお、当社の役員又は従業員であった者で、退任又は退職後1年を経過しない者は役職員とみなしてこの規程を適用する。

(定義) ①

第4条 この規程において「重要事実」とは、当社又は他社に関する別表に掲げる情報をいう。

2 この規程において「重要事実の公表」とは、重要事実が次に掲げるいずれかに該当するときをいう。

- (1) 重要事実が複数の報道機関に開示され、その後12時間を経過したとき
- (2) 重要事実が記載された有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書のいずれかが公衆の縦覧に供されたとき
- (3) 重要事実が金融商品取引所又は金融商品取引業協会に通知され、公衆の縦覧に供されたとき

3 この規程において「株券等」とは、株券、普通社債券、新株予約権付社債券、新株予約権証券（外国法人が発行し、これらの性質を有する証券・証書及び預託証券を含む。）、これらに係るオプ

- ① 重要事実や会社関係者については、金融商品取引法166条等で基本的な事項が指定されていますが、重要事実については、各企業の業種、業態によって具体的な項目をさらに別表に規定しておくとういでしょう。

ションを表示する証券・証書（カバードワラント）、これらに係る権利を表示する預託証券その他法令で定める特定有価証券等をいう。

- 4 この規程において「売買等」とは、株券等の売買その他の有償の譲渡又は譲受け、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引をいう。

前段の「売買等」には、家族・知人・その他名義の如何を問わず、自己の名義若しくは計算又は指示で行うものすべてが含まれるものとする。

- 5 この規程において「公開買付情報」とは、当社又は他社が、上場会社の株券等に対する公開買付け又は上場会社の総株主の議決権の5%以上に係る株券等を買集める行為を行うことについて決定したこと又は行うことを公表した後に行わないことを決定したことをいう。

- 6 この規程において「公開買付情報の公表」とは、次のいずれかに該当した場合をいう。

- (1) 公開買付届出書又は公開買付撤回届出書が公衆の縦覧に供されたこと
- (2) 公開買付開始公告又は公開買付撤回公告がなされたこと（公開買付撤回公告が困難である場合の公表がなされた場合を含む。）
- (3) 複数の報道機関に公開買付情報が開示された後、12時間が経過したこと
- (4) 自己株式を買い付けるために公開買付けを行う場合において、公開買付情報を金融商品取引所又は金融商品取引業協会に通知し、公衆の縦覧に供されたとき

第2章 重要事実の管理

（情報管理責任者の設置）

- 第5条 当社の重要事実の管理及び内部者取引の未然防止のため、情報管理責任者を置くこととし、〇〇〇〇がこれに当たる。

(重要事実の報告等)

第6条 役員及び従業員は職務に関し、当社の未公表の重要事実又は重要事実該当する可能性のある情報を知ったときは、自ら又は直属の上長を通じて、情報管理責任者に報告しなければならない。

2 当社の子会社を担当する役員及び従業員は、子会社に関する情報についても特に留意して、前項の規定に従うものとする。

(重要事実の判定及び公表)

第7条 情報管理責任者は、当社の重要事実該当する可能性のある未公表の情報を自ら知ったとき、又は前条第1項の報告を受けたときは、関連部署とも協議のうえ、重要事実該当するかの判定を行い、関連部署及び前条第1項の報告をした者に対して、当該情報の管理及び当社の株券等の売買等について必要な指示を行うものとする。

2 前項の情報が公表等により重要事実としての管理が不要となった場合にも、情報管理責任者は関連部署及び前条第1項の報告をした者に対して、当該情報の管理及び当社の株券等の売買等について必要な指示を行うものとする。

3 当社の重要事実はできる限り速やかに公表するものとし、その要否、時期、方法、担当者については、情報管理責任者が決定するものとする。

(重要事実の漏えいの禁止)

第8条 職務に関し当社の未公表の重要事実又は重要事実該当する可能性のある情報を知った役員及び従業員は、職務上必要な場合を除き、情報管理責任者の許可なくして、これを他の役員及び従業員その他の第三者に洩らしてはならない。ただし、当該情報を情報管理責任者に報告することに関し、直属の上長に相談する場合はこの限りではない。

(他社の重要事実)

第9条 職務に関し、他社の重要事実又は重要事実該当する可能性のある情報を知った役員及び従業員は、職務上必要な場合を除き、これを他の役員及び従業員その他の第三者に洩らしてはならない。

第3章 重要事実に基づく株券等の売買等の禁止②

(株券等の売買等の禁止)

第10条 役員及び従業員は、当社又は他社の重要事実を知った場合、この規程で認められる場合を除いて、当該重要事実が公表されるまで、当社又は当該他社の株券等の売買等をしてはならない。

(役職員の売買等の届出) ③

第11条 役員又は情報管理責任者があらかじめ指定した重要事実を知り得る立場にある従業員が、当社の株券等の売買等をする場合には、5日前までに情報管理責任者に届け出なければならない。

2 情報管理責任者は前項の届出があった場合、当社の重要事実の有無等を確認し、当該情報の管理及び当社の株券等の売買等について必要な指示を行うものとする。

(適用除外)

第12条 次の各号にあげる場合には前二条の規定は適用されない。

- (1) 当社の役員持株会又は社員持株会を通じて、あらかじめ定められた計画に基づいて行う継続的な買付け
- (2) ストック・オプションを有する者が当該ストック・オプションを行使することにより株券を取得する行為。ただし、行使により取得した株券を売り付ける行為は適用除外とならない。
- (3) 重要事実を知っている者との間で、金融商品市場を通さずに相対で株券等の売買等をする行為
- (4) その他法令により特に認められている売買等

2 役職員が、前項により株券等の売買等が認められる場合か否か自ら判断できない場合は、前条の規定に従って情報管理責任者に届け出て、その指示に従うものとする。

第4章 公開買付情報に基づく株券等の売買等の禁止

(公開買付情報の伝達の禁止)

第13条 役員及び従業員が未公表の公開買付情報を知ったときは、職務上必要な場合を除き、これを他の役員及び従業員その他の第三者に洩らしてはならない。

② インサイダー取引を禁止することを明記していません。

③ 違法となる株式等の売買等の取引を防止するため、事前届出を義務づけます。

(未公表の公開買付情報に基づく株券等の売買等の禁止)

第14条 役員及び従業員が未公表の公開買付情報を知ったときは、当該情報が公表されるまでは、公開買付け又は買集めの対象会社の株券等の売買等を行ってはならない。ただし、法令により特に認められている売買等を行う場合はこの限りではない。

第5章 役員による当社の株券等の売買等^④

(短期売買の禁止)

第15条 役員は、6か月以内の間に、当社の株券等の反対売買等(買付け後6か月以内の売付け及び売付け後6か月以内の買付け)を行ってはならない。

2 前項の規定は、役員就任前の6か月前から退任後6か月間を経過するまでの間適用される。

(空売りの禁止)

第16条 役員は、自己が保有する当社の株券等の額を超えて当社の株券等の売買等(売付け)を行ってはならない。

(売買等の報告)

第17条 役員は、自己の計算において、当社の株券等の売買等を行った場合、内閣府令の定めるところにより、当該売買等に関する報告書を売買等のあった月の翌月15日までに財務(支)局に提出しなければならない。

2 前項の売買等が金融商品取引業者に対する委託によって行われた場合には、前項の報告書は当該金融商品取引業者を経由して提出するものとする。

第6章 その他

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。ただし、法令の改正、当社の組織の変更等に伴う軽微な改定は、情報管理責任者の決定による。

2 前項の改廃がなされた場合は、情報管理責任者はその内容を社内に周知する。

④ インサイダー取引を防止するため、会社の役員については、特別な規制が設けられています。(金融商品取引法163条～165条)

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

別表〔省略〕

■株主総会議事録（退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給（大会社））

第〇〇回定時株主総会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇分、当会社本店において第〇〇回定時株主総会を開催した。

株主の総数	〇〇名
発行済株式の総数	〇〇株
（自己株式の数 〇〇〇〇株）	
議決権を行使できる株主の数	〇〇名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	〇〇個
出席株主数（委任状による者を含む）	〇〇名
出席株主の議決権の数	〇〇個
出席取締役 〇〇〇〇（議長兼議事録作成者）	
〇〇〇〇	
〇〇〇〇	

① 退職慰労金の額は定款に定めている場合を除き、株主総会の決議でこれを定めなければなりません。しかし、株主総会の決議で、明示的あるいは黙示的に、その支給に関する基準が示され、具体的な金額、支払方法、支払期日等は、この基準によって定めるべきものとし、その決定を取締役に任せることは許されています。

以上のとおり発行済株式総数の過半数に相当する株式を有する株主が出席し、本総会は適法に成立したので、定款の規定により代表取締役社長〇〇〇〇は議長席につき、開会を宣するとともに直ちに議事の審議に入った。

（中 略）

第〇号議案 取締役及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

議長は、年功序列的要素が強く、かつ、従業員の退職金制度との均衡を欠く役員退職慰労金制度を廃止することを平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会で決議したので、これに伴い、在任中の取締役〇名及び監査役〇名に対し、当社所定の基準に従い退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、その具体的金額、支払時期・方法等は、取締役会の決議に一任願いたい旨を別添招集通知の参加書類に基づいて説明し、議場に諮ったところ、一同これを承認可決した。①

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後〇〇時〇〇分閉会を宣した。

前記の議事の経過及び結果を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席取締役がこれに記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 第〇〇回定時株主総会

議長 代表取締役社長（議事録作成者） 〇〇〇〇 印

出席取締役 〇〇〇〇 印

出席取締役 〇〇〇〇 印

- ◆ 資本金の額が5億円以上又は負債の合計金額が200億円以上の株式会社をいいます（会社2六）。
- ◆ 役員退職慰労金制度は、在任年数や役位係数、功労金等の年功序列的要素が強いうえ、従業員の退職金を廃止し、通常の給与に上乘せする方法との均等等から、役員退職慰労金制度を廃止する会社があります。
- ◆ 取締役会の決議をもって、総会に出席しない株主は書面で議決権を行使できる旨を定めることができます（会社298①三）。同様に取締役会の決議をもって、総会に出席しない株主は電磁的方法により議決権を行使できる旨を定めることができます（会社298①四）。
- ◆ 会社法施行規則72条3項4号～6号により、「出席取締役等の氏名又は名称」、「議長がいるときは議長の氏名」、「議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名」が株主総会議事録の記載事項とされました。その一方で、従来課されていた「議長及び出席取締役の署名義務」は要求されていません。